

監査報告書改革の動向

- PCAOBコンセプト・リリースNo.2011 003を手掛かりとして -

伊藤 龍 峰

はじめに

2011年6月21日、米国公開会社会計監視委員会(The Public Company Accounting Oversight Board、以下、PCAOB)は、“ Concept Release on Possible Revisions to PCAOB Standards Related to Reports on Audited Financial Statements ” (「監査済財務諸表に対する報告書に関するPCAOB基準の改訂の可能性についてのコンセプト・リリース」、以下、コンセプト・リリース)を公表した。

このコンセプト・リリースは、現行の監査報告書モデルに大きな変革をもたらす可能性を含んでいると言ってもよく、ここで示されている代替案が採用されることになれば、監査報告書の名称も、「監査人による財務諸表利用者への報告書」という包括的な名称へと変更しなければならないほどのインパクトを持つ内容となっているようである。

本稿では、コンセプト・リリースの概要を紹介し、ここで示されている監査報告書の代替案について若干の検討を加えることで、監査報告書改革の動向を探ることとしたい。

．コンセプト・リリース公表の背景

本コンセプト・リリースの公表は、PCAOBが投資家等の財務諸表利用者の関心に基づく監査報告書モデルを設定するために、現行の監査報告書にどのような変更を加えなければならないかということに関してのパブリック・コメントの募集を目的として公表されたものである¹⁾。ここで留意しなければならない

いのは、「財務諸表利用者の関心に基づく監査報告書モデルを設定するために」の箇所である。確かに、従来の標準監査報告書も財務諸表利用者の視点からのモデル化であったが、コンセプト・リリースでは、これまでよりも財務諸表の利用者志向に大きく踏み込んだものとなっているようである。そのため、PCAOB AUセクション508(「監査済財務諸表に対する報告書」)や、PCAOB 監査基準書第1号(「監査人の報告書におけるPCAOB基準への言及」)の改訂は言うまでもなく、監査報告書に関するPCAOBの現行基準を代替又は改訂するための監査基準の策定という、新たな基準設定プロジェクトさえも惹起させるほどの可能性を持つコンセプト・リリースとなっているのである。

コンセプト・リリースの策定にあたっては、投資家、財務諸表の作成者、監査人、監査委員会メンバー、規制当局、基準設定主体、及び学者等と事前に協議するという、広範なアウトリーチを実施している。加えて、本リリースは、2011年3月22日のPCAOB主催の公開討論会、及び2011年3月24日のPCAOBスタンディング・アドバイザー・グループ(SAG)会議において発見した事項等も含んでおり²⁾、コンセプト・リリースの内容となるまでに多くの意見等が集約されていると言えるであろう。

PCAOBは、アウトリーチの結果として、投資家等の財務諸表利用者は現行の監査報告書モデルについて、次のように述べている³⁾。

すなわち、標準的な監査報告書は、「決まり文句」の性格が強すぎて、監査人が監査意見を形成するにあたって行う重要な判断内容が伝達されないものとなっている。このことが、監査人がどのような考慮に基づいて監査意見を形成しているかということについて、投資家等への伝達を制約する原因ともなっているのである。そのため、多くの財務諸表利用者からは、標準的な監査報告書がこれからも保持され続け、監査報告書における文言が定式化されることを懸念するとの意見が出されているのである。その改革の一つとして、監査や財務諸表に関する「監査人による討議及び分析」(Auditor's Discussion and

1) PCAOB "Concept Release" p.1

2) Ibid. p.5

3) Ibid. p.p.5 ~ 6 .

Analysis、以下、AD&A)が追加されるような監査報告書の様式になること望んでいるのである。

広範な財務諸表利用者の監査報告書に対するこのような意識を背景として、本コンセプト・リリース⁴⁾が公表されている。

・本コンセプト・リリースの目的と提示されている代替案

本コンセプト・リリースは、財務諸表利用者にとっての監査報告書モデルの透明性や継続的な適合性(transparency and continued relevance)を高めるために、現行の適正(合格)/不適正(不合格)の監査報告書を補完するための代替案として、どのようなものがあるかについて討議することを目的とするものである。本リリースで提示されている代替案としては次の4つがある⁵⁾。

- ・ 監査人による討議及び分析(AD&A)
- ・ 強調区分の要求とその拡大使用
- ・ 財務諸表外の情報に対する監査人の保証
- ・ 標準監査報告書の文言の明瞭化

もちろん、これらの4つの代替案は相互排他的ではない。したがって、改訂後の監査報告書モデルは、これらの代替案のすべて、又は代替案の一つあるいは複数の組み合わせを含む可能性があるとともに、パブリック・コメントの内容によっては、コンセプト・リリースでは提示されていない代替案に関するアイデアを採用する可能性があることも示唆⁶⁾している。

以下では、4つの代替案についてみていくことにする。

4) PCAOBへのパブリック・コメントの受付は2011年9月30日で締切られている。コメント・レター数として、145通以上の反響があったとのことであるが、コメントレターの公表はないようである。(Deloitte Touche Tohmatsu LLC : Volume18, Issue33 (2011.11.2) Heads Upニュースレター「監査報告書に関するPCAOBコンセプト・リリース：反響の概要」より)

5) Ibid.p.12.

6) Ibid.p.12.

- 1 . 監査人による討議及び分析 (AD&A)

AD&Aとは、投資家等の理解を促進するために、「監査人の目」を通して財務諸表監査や財務諸表に関する監査人の見解を提供することを意図したものであり、補足的ないしは補完的な記述区分を持つ監査報告書モデルに関する提案である。もちろん、言うまでもなく、AD&Aは、財務諸表における個々の残高、ディスクロージャー、取引、あるいは他の討議の対象となるような事項について、別々の保証を提供することを意図するものではない。

この記述区分には、監査人が重要事項に関する監査人自身の見解を記述することになる。たとえば、監査の過程において識別された監査リスク、監査手続や監査結果、監査人の独立性、経営者による判断や見積もり、会計方針や会計実務、あるいは判断が困難な問題や異論の多い問題等といった、財務諸表に係わる監査人の見解についての情報が含まれる可能性が挙げられている⁷⁾。

このようなAD&Aを記載する監査報告書モデルが採用されるとするならば、AD&Aは、財務諸表利用者に対して、重要事項に関する監査人のコメントを提供するものであり、本コンセプト・リリースで提示している代替案の最も包括的な報告様式の一つとなるであろう。⁸⁾

AD&Aにおいて討議される事項の多くは、現行の監査基準に準拠して実施される監査の一部を構成するものであるが、この代替案が採用された場合は、「PCAOBは、SECと協力して新たな監査基準の開発を必要とする」ことになる。なお、新たな監査基準とは、監査人に対してAD&Aにおいて報告すべき適切な内容や詳細の程度に関する報告、とりわけ、「予断を許さないような問題(close calls)」に関する報告の場合には、監査人は、かかる事項の報告や特定化において追加的な方向性を求められることになるからである。

AD&Aが採用された場合の監査報告書モデルは、以下のとおりである⁹⁾。

7) Ibid.p.p.13~14.

8) Ibid.p.14

9) Ibid.p.p.15~18

監査人による討議と分析(AD&A)を含む標準監査報告書の修正案**独立登録会計士事務所の監査報告書**

[導入区分]

[範囲区分]

[意見区分]

われわれが監査を行った目的は、ディスクロージャーも含め、財務諸表の全体としての意見を形成することである。したがって、添付の「監査人による討議及び分析(AD&A)」は、追加的な分析を提供するものにすぎない。

[署名]

[都市名および州名あるいは国名]

[日付]

監査人による討議及び分析(AD&A)

本討議は、財務諸表に関する監査報告書と併せて読むことを求めます。以下で討議する事項については、われわれは、財務諸表全体に関する意見の表明の際に考慮している。したがって、本討議は、個々の勘定残高、ディスクロージャー、取引、あるいは以下で論じるその他の事項について、別々に保証を行うものではない。本討議は、財務諸表利用者が財務諸表全体(監査報告書を含む)を十分に読み込むための情報提供であり、それに代わる何ものでもない。

[監査または財務諸表についての監査人による討議は、表題の下に置かれるか、あるいはAD&Aの区分を設けて、そこに置かれる。以下で示すそれぞれの表題は「討議のための原稿を作るための指示案」に関するコンセプトを示したものである。指示案は、各セクションのあり得る内容を説明することだけを意図している。PCAOBがAD&Aアプローチを追及する場合には、パブリックコメ

ントに対して完全な要件を提案する。]

監査に関する情報

監査リスク

[監査人によって特定された重大なリスクに関する討議を示す。本討議には、監査人が「どのリスクが重大なものなのか」を決定する際に評価するような諸要因が含まれていなければならない(監査基準第12号パラグラフ70および71を参照)。また、なぜ当該リスクが財務諸表にとって重大なのかについても記述する。]

監査手続及び監査結果

[監査リスクに関する区分(上記)で討議した重大なリスクについて、どのような監査手続をもって対処したのか、なぜその手続がかかる重大なリスクへの対処となるのか、及びこの監査手続の結果はどうであったかという点を討議する(監査基準第13号『重大な虚偽報告のリスクへの監査人の対処』を参照)。]

監査人の独立性

[PCAOB基準3526『独立性に関する監査委員会とのコミュニケーション』の下で監査委員会と討議・報告した独立性に関する事項についても討議する。また、それらの事項に関連する解決策についても討議する。さらには、監査人の独立性について言明する。]

財務諸表に関する情報

経営者の判断及び見積もり

[監査委員会に伝えられた重要な会計上の見積もりについて討議する。また、重要な会計上の見積もりの基礎をなす仮定についても討議する(提案された会計基準『監査委員会とのコミュニケーション』を参照)。さらに、本討議では、重要な会計上の見積もりが変更の影響をどの程度受けやすいのかについても取り上げる必要がある。]

会計方針及び会計実務

[企業の重要な会計方針と会計実務に関する討議を行う。この討議には、監査委員会に伝えられた重要な例外的取引に関するものも含む。また、本討議には、経営者が決定的に重要だとは考えてはいない特定の会計方針や会計実務について、なぜ監査人が決定的に重要な意味を持つと考えるのか、その理由についても含めなければならない。さらに、経営者と討議した重要項目に関わる会計方針や会計実務についての適用可能な財務報告フレームワークの下で、どのような代替的会計処理が許容されるのかについても討議する。これにはたとえば、そのような代替的ディスクロージャーや会計処理、及び監査人によって採用される会計処理が含まれる。]

予断を許さないような問題を含む、困難かつ異論の多い問題

[困難かつ異論の多い問題、あるいは予断を許さない問題に関する討議を行う。こうした問題は、監査や最終的な解決の段階で発覚するものである。これらの問題には、以下のようなものが含まれる。

- ・適用可能な財務報告フレームワークで許容されると判断する前に、監査人と経営者による十分な討議を必要とするような会計事象
- ・監査人と経営者による十分な討議を必要とするような、財務報告に対する内部統制に関連する事項
- ・財務諸表に対して重大な影響を与える可能性があり、かつ期末までに修正されたような、財務諸表に関する問題]

重要事項

[次のような重要事項について記述する。すなわち、適用可能な財務報告フレームワークに技術的に準拠することは重要であるものの、監査人の見解においては、かかる事項をディスクローズすることが、当該事項の内容、財務諸表に対する当該事項の影響、あるいは「経営者が財務諸表の作成および開示において異なる会計やディスクロージャーを適用したであろうと監査人が考える分野」に関する投資家のより良い理解を促すような重要事項。]

- 2 . 強調区分の要求とその拡大使用

現行のPCAOB監査基準では、監査報告書における強調区分の使用を強制してはいないが、監査人の裁量で強調区分を加えることもできる、¹⁰⁾としており、強調区分は任意記載となっている。

強調区分の記載例としては以下のものが挙げられている。¹¹⁾

- ・当該企業体が、より広範な企業体の一構成要素である場合
- ・当該企業体が、関連当事者と重要な取引を行っている場合
- ・結果として発生した会計事象が、通常とは大きく異なるほど重要である場合
- ・会計事象のうち、一つあるいは二つ以上の会計方針の変更が、前期と当期の財務諸表の比較可能性に重要な影響を与える場合

他方、コンセプト・リリースが提示している代替案では、「財務諸表における最重要事項を強調するために、またかかる事項が財務諸表のどの箇所で開示されているかを特定するために、すべての監査報告書において強調区分の使用を義務付ける。」¹²⁾としている。すなわち、強調区分は、財務諸表にとっての最も重要な領域、たとえば、重要な経営判断及び見積もり、測定に大きな不確実性を伴うような領域、あるいは財務諸表の表示に関してより良く理解するために重要だと監査人が判断するその他の領域において、使用が義務付けられることになるのである。また、この代替案によって強調される各事項に関して、監査人には、事項の特定を行う際にどのような監査手続を適用したかについてのコメントが求められる可能性がある¹³⁾、とも指摘されており、監査人は、監査人が強調事項に該当すると判断したその経緯についても監査報告書への記載が求められることになる。

このように代替案によれば、強調区分は、監査人が重要事項を特定し、かかる事項が財務諸表のどの箇所で触れられているかを示さなければならず、財務

10) Ibid.p.19

11) Ibid.p.19

12) Ibid.p.19

13) Ibid.p.19

諸表利用者は、強調区分をとおして便益を享受することができることになる。

監査報告書において財務諸表の特定の一側面を監査人が強調することは、財務諸表における経営者のディスクロージャーの質を向上させる可能性があるからであり、そのために、監査報告書において経営者のディスクロージャーに言及させるのである。しかしながら、強調区分の内容は、一部の投資家が「監査人が監査報告書において提供すべきである」¹⁴⁾と指摘する全領域についてまでは提供することにはならないのではないだろうか。また、義務付けられた強調区分の文言の性格は、時間の経過とともに、定型文化(決まり文句化)する可能性も十分に考えられ、形式的な監査報告実務に陥ることが懸念される。

強調区分が採用された場合の監査報告書モデルは、以下のとおりである。¹⁵⁾

14) Ibid.p.21

15) Ibid.p.21

強調区分が追加された場合の標準監査報告書の修正案

独立登録会計士事務所の監査報告書

[導入区分]

[範囲区分]

[意見区分]

要求される強調区分

[財務諸表の理解のために重要な事項を強調する。たとえば、経営者による重大な経営判断や見積もり及び測定に関して、不確実性をともなうような領域等が含まれる。これらの重要事項について実施した監査手続を記述する。当該記述内容には、企業が財務諸表において開示していない事項は含めてはならず、各事項を開示している財務諸表の注記に関して言及すべきである。]

[署名]

[都市名および州名あるいは国名]

[日付]

- 3 . 財務諸表外の情報に対する監査人の保証

現行のPCAOB監査基準においては、監査人には、剰余金配当、GAAP以外の情報、あるいは「経営者による討議及び分析」(Management's Discussion and Analysis : 以下 MD&A)に対する保証の提供については求められていない。ただ、監査済み財務諸表を含む文書において、財務諸表外の情報に関する監査責任については述べられており、この監査責任としては、財務諸表外の情報や開示の方法が、財務諸表と実質的に一貫しているか、あるいは、重要な虚偽の記載を表すものであるかどうかについての解釈や検討を含まなければならない、¹⁶⁾としているのみである。

他方、代替案では、監査報告書モデルを向上させるために、監査人に財務諸表外の情報に対する保証を義務付ける可能性がある、¹⁷⁾としている。財務諸表外の情報としては、たとえば、MD&Aやその他の情報、たとえば、剰余金配当やGAAP以外の情報等が該当することになる。監査人が財務諸表外の情報に対する保証を提供する場合、かかる情報の質、完全性、及び信頼性を向上させることができ、さらに、このことによって、財務諸表利用者に対して経営者から提供される企業に関するより高い信頼性を持つ財務情報及び財務以外の情報が与えられることになるのである。

監査人が財務諸表外の情報についての保証を提供することは、監査責任の範囲を増大させることになり、それと同時に、新たな監査基準の開発が必要となるであろう。その結果、監査報告書モデルに関するプロジェクトとは別のプロジェクト、すなわち、監査基準設定プロジェクトに行きつくことにもなるのである。加えて、財務諸表外の情報に対する監査人の保証についての基礎を与え

16) PCAOBAU sec.550,

17) Op.cit.p.23

するためには、経営者がかかる情報を提示するための報告フレームワークを開発することも必要となるであろう。たとえば、SECは、監査人にMD&Aに対する報告義務(MD&Aを監査報告書を含める義務等)を求めようとしたり、GAAP以外の情報に対する保証を求めようとする場合には、新たなマネジメント・レポートでの要求事項の開示が必要であるとしているからである。¹⁸⁾

なお、監査人が財務諸表外の情報に対して保証を与えるためには、以下のような監査手続の実施と監査報告とを包括的に行うことが必要となる。¹⁹⁾

- ・すべての重要な点において、財務諸表の表示が、SECによって採用されたルールや規則が求める諸要素を含んでいるかどうか
- ・すべての重要な点において、歴史的な財務金額が、財務諸表から正確に抜き出されているかどうか
- ・企業に関する基礎となる情報、判断、見積もり及び仮定が、ディスクロージャーに対する合理的な基礎を提供するものであるかどうか

MD&Aが採用された場合の監査報告書モデルは、以下のとおりである。²⁰⁾

18) Ibid.p.23

19) Ibid.p.24

20) Ibid.p.p.24~26

経営者による討議および分析(MD&A)を含む標準監査報告書の修正案

ATセクション701『MD&A』は、SECによって採用されたルールおよび規制に従って作成されたMD&Aに関して、証明契約の実行を求めるものである。このことは、株主向けアニュアル・レポートやその他の文書において提示される。

独立登録会計士事務所の監査報告書

[導入区分]

われわれは、XYZ社の経営者による討議および分析を包括的に説明する。これは、企業の [登録されたステートメントや文書の記述を挿入する] に含まれるものである。経営者は、SECによって採用されたルール及び基準に従ってMD&Aを作成するという責任を負っている。われわれの責任は、検証に基づいて、開示に対する意見を表明することである。われわれは20X5年と20X4年の12月31日付のXYZ社の財務諸表について、PCAOB基準に準拠して監査を行った。また、20X5年12月31日で終了する3年間のうち、それぞれの年において、また20X6年X月X日において、われわれは報告書の中で財務諸表に関する無限定意見を表明している。

[範囲区分]

MD&Aに関するわれわれの説明は、PCAOBによって定められた監査基準に準拠して行われた。そのため、表示における歴史的な金額およびディスクロージャーを支持するような証拠に関する説明を含んでいる。また、当該説明は、含めるべき情報の関連性についての経営者の重要な判断、及び報告された情報に影響を与えるような見積りや仮定に対する評価を含むものである。われわれは、当該説明はわれわれが表明する監査意見に対する合理的な基礎を与えている、と考える。

[説明区分]

MD&Aの作成では、経営者に以下のものが求められる。すなわち、基準を解釈し含めるべき情報の関連性について判断し、さらには報告された情報に影響を与えるような見積もりや仮定を考慮することである。MD&Aでは、発生した取引や事象、発生すると予想される取引や事象、流動資産や資本の予想される源泉、オペレーティングトレンド、コミットメント及び不確実性が、将来どのようなインパクトをもたらすかについて見積もられている。将来における実際

の結果は、現時点でのこの種の情報に対する経営者の評価とは実質的に異なる可能性がある。なぜならば、事象や状況は予想通りに生じないということがよくあることだからである。

[意見区分]

われわれの意見によれば次のとおりである。すなわち、MD&Aの表示には、すべての重要な点において、SECによって採用されたルールや基準で求められる諸要素が含まれている。すなわち、「歴史的な金額は、すべての重要な点において、財務諸表から正確に抜き出されていること」、及び「企業に関する基礎となる情報、判断、見積り及び仮定が、ディスクロージャーに対する合理的な基礎を提供するものであること」を示している。

[署名]

[都市名および州名あるいは国名]

[日付]

- 4 . 標準監査報告書の文言の明確化

監査報告書モデルの向上のための代替案として、既存の標準監査報告書に含まれる文言の明確化があげられる。代替案は、監査報告書の内容を拡大することなく、監査を表す内容とそれに関連する監査人の責任についての追加的な説明を加えようとするものである。監査報告書において明確にされなければならない文言としては以下の6つがある。²¹⁾

(1)合理的な保証

監査報告書には、監査が監査基準に準拠して行われたことを明示するために、「この基準は、財務諸表には重要な虚偽表示がないということについて、われわれが合理的保証を得るために監査を計画・実行したことを求めている。」と記載しなければならない。しかしながら、監査報告書において合理的な保証に

21) Ibid.p.27

ついて明確に説明している文言はなく、そのため、監査報告書の読者にとっては理解が困難な文言の一つになっている。監査基準では、合理的な保証については、絶対的な保証ではなく、高いレベルの保証であると規定しているが、このような監査用語の説明に係る文言は、監査報告書に追加して記載することも可能であり、さらには、より詳細な説明を要する用語とも考えられるのである。²²⁾

(2)不正行為に対する監査人の責任

現行の監査報告書モデルでは、不正行為について言及してはいない。また、不正行為を摘発するという監査人の責任に関しても何ら述べられていない。他方では、監査基準は、監査人に財務諸表に重要な虚偽表示が存在しないかどうかについて、たとえ、それが誤謬によるものか、又は不正行為によるものかに関係なく、合理的保証を得るために監査を計画・実行することを求めている。そうであるならば、不正行為に対する監査人の責任に関する文言は、監査報告書に追加して記載すべきであり、かつ、かかる文言はさらなる説明の必要性が認められるのである。²³⁾

(3)財務諸表の開示に係る監査人の責任

監査報告書には、貸借対照表、損益計算書、株主持分計算書及びキャッシュフロー計算書を財務諸表として記載する。これらはSEC規則で規定する財務諸表であり、そのため、財務諸表には、財務情報に係るすべての注記及び関連するすべての附属明細表が含まなければならない。かかる財務諸表に対して、監査人は、監査基準に準拠して財務諸表の適正性を検証するのであるが、監査人には、財務諸表が「適用可能な財務報告フレームワークに準拠して財務諸表を適正に表示している」と判断できるための必要な情報を含んでいるか否かを評価することが求められる。また、監査基準によって、監査人には、重要な開示を特定し検証することを目的として、意図的であろうとなかろうと、開示が省略されたり、不完全であったり、あるいは不正確に行われることのリスクを評価するための監査手続を適用することが求められている。さらに、統合

22) Ibid.p.27

23) Ibid.p.27

的な監査においては、監査人は、重要な表示に対する統制テストを実施することも求められているのである。²⁴⁾

(4)財務諸表の作成に係る経営者の責任

監査報告書には、経営者の責任は財務諸表の作成についてであり、監査人の責任は財務諸表の適正性に関する意見を表明することであることが記載されなければならない。また、SEC規則によれば、経営者は、SECへの定期的な申請において以下の点を明確にしなければならない。

すなわち、「かかる経営者の知識に基づいて、財務諸表及び当該報告書に含まれるその他の財務情報が、すべての重要な点において、当該報告書に記載されている期間の一定時点及び全期間における発行体の財政状態及び経営成績を適正に表示している。」²⁵⁾という文言であり、さらに、監査人は監査報告書で、「経営者は、財務諸表を作成する責任、及び財務諸表の適正表示に対する責任を負う。」ことを明確に示さなければならない、²⁶⁾としているのである。

(5)財務諸表外の情報に係る監査人の責任

前述したように、監査人は、監査済み財務諸表が含まれる報告書の中にある、その他の文書に記載されている情報を読み、「かかる情報あるいは開示の方法が、財務諸表と大きく食い違いが存在し、結果として、事実の重大な虚偽表示となっていないかどうか」を検討しなければならない責任を負っている。そうした情報は、財務的なものもあれば非財務的なものもあり、会長やCEOによる株主向け文書、リスク開示、MD&A及び監査済み財務諸表中の他の文書の一部等が含まれることになる。監査報告書には、このような財務諸表外の情報に係る監査人の責任についても明瞭に記載しなければならない。²⁷⁾

(6)監査人の独立性

標準監査報告書のタイトルは、「独立登録会計士事務所の監査報告書」となっており、監査人は、このタイトル部分以外に、「監査人の独立性」に関する

24) Ibid.p.27

25) Ibid.p.28

26) Ibid.p.28

27) Ibid.p.28

さらなる情報を提示する必要はない。ただ、監査人は、PCAOBやSECの適用可能な独立性の要求に準拠した、という保証を提供することもできるとされているが、監査報告書には、上述のタイトル部分以外にも、「監査人が企業から独立した立場をとるという責任を有し、PCAOBやSECの適用可能な独立性の要求に準拠する責任を有する」という文言を監査報告書に記載しなければならないことを明確化すべきである。²⁸⁾

・上記以外の監査報告書の変更に関連する検討事項

本コンセプト・リリースでは、アウトリーチをとおして多くの参加者が指摘しているのは、これまで述べてきたように、監査報告書に変更を加えることによって実務上の問題や予期しない結果が生じるであろう²⁹⁾、ということである。こうした問題や予期しない結果は、本コンセプト・リリース全体をとおして討議されてきたものではあるが、以下では討議の対象となった問題等について記載する。なぜならば、PCAOBは、これらの問題はもちろん、これら以外の問題に対してのコメント、とりわけ、監査報告書に影響を及ぼすであろう問題の検討とそれらに関連したコメントに大きな関心を持っているからである。³⁰⁾

A．監査業務への影響

アウトリーチ参加者の中には、監査報告書の変更が監査業務の全体的なタイミングや範囲に及ぼす影響について懸念を示す者がいる。本コンセプト・リリースで示した代替案の多くは、監査報告書に焦点を当ててはいるが、監査人が財務諸表に対する監査意見を形成する際の追加的な監査手続の適用を求めようとするものではない。そのため、アウトリーチ参加者の中には、監査人がかかる追加的な情報について報告するに際しての業務量やコストについては、できるだけ少なくすべきだとの見解を示している。しかしながら、監査報告書において標準的な文言を使用するということから乖離するとなると、たとえば、監査人が監査報告書を作成し、再検討するための時間(このことはコストの増加

28) Ibid.p.29

29) Ibid.p.31

30) Ibid.p.31

をもたらす)といった、追加的な監査への取組みが必要となるであろう。したがって、監査人は、標準監査報告書モデルから乖離する監査報告書の作成や公表が求められた場合には、すべての監査報告書が様々な被監査会社間でも適切であるということ、あるいは、一貫しているということについての集約的な品質管理がなされなければならないことになる。また、監査事務所は、標準監査報告書モデルから乖離する監査報告書をどのように作成するかについても、個々の監査人を教育・訓練しなければならないことになる。なぜならば、公的に使用するための記述式の監査報告書を作成するという経験を、これまで個々の監査人は積んでいないからである。

監査報告書に追加的な情報を含めるということは、経営者、監査人及び監査委員会の間で交わされる情報の性格と範囲に関する広範、かつ、あり得べき討議が必要となる。こうした討議は、記述式の監査報告書を作成することや、監査報告書の品質管理のための手続の向上と相俟って、監査を終了して監査意見を公表するまでに必要とする時間を引き延ばすことにもなりかねない。そのため、投資大衆への報告期限に間に合わせるための監査報告書作成者の能力の点でも問題を生じさせることになる。³¹⁾

本コンセプト・リリースで示されている代替案の一部は、監査人の責任の範囲を増大させることになる。このことによって、監査の要件や監査手続を増加させる結果ともなるのである。なぜならば、監査人がMD&AやMD&Aの一部に対する保証を求められることになるとするならば、監査時間やコストの増加を必要とするような追加的な監査業務を実施しなければならないからである。

B. 監査人とその周りのものとの関係に与える影響

アウトリーチ参加者の中には、監査報告書において慎重を要する事項を討議することは、監査人、経営者及び監査委員会の間で交わされる討議の透明性やオープン性を損なう可能性があるとの懸念を示している。さらに、そうした考えを持つ参加者は、監査人が関与することに慎重を要する事項が監査報告書において討議されることによって、当該事項がもたらす全体的な関連性により強い緊張感が生じ、伝達内容が抑制されるのではないかとの懸念をも示している。

31) Ibid.p.32

たとえば、監査委員会の非公開会議や監査委員への伝達事項といった非公式な場でなされる発言やプレゼンテーションにおいて、発言者やそれを聞いた者たちが、彼らの発言内容やプレゼンテーション内容が最終的には公のものとなるという危惧を持つとした場合、その内容も幾分抑えたものとならざるを得ないからである。他にも、一部の参加者が主張するのは、監査人が、経営者が作成した情報と矛盾する情報を提供する場合、監査人には全体的な関連性についてのさらなる緊張感をもたらすことになるのではないかと、という点である。このことは、監査人の意図していない結果に結び付く可能性があるからであり、その結果、経営者や監査委員会は、企業の開示内容と監査報告書において監査人が行う討議との間の差異を取り除くために、財務諸表に無理に変更を加えようとするにもなりかねない、と述べるのである。³²⁾

C. 監査委員会のガバナンスに与える影響

アウトリーチ参加者の一部が懸念するのは、監査人が財務諸表に関する情報を投資家に直接提供した場合には、監査委員会のガバナンスの役割が弱体化することとなるという点についてである。なぜならば、監査委員会の役割は、投資家に代わって経営者による財務報告プロセスを監視することだからであり、この役割が監査人からの情報提供によって阻害されるというのである。また、アウトリーチ参加者の中には、監査人が監査委員会に提供した情報と同じ情報を投資家にも提供した場合に、財務報告フレームワークと監査委員会との関連性はどうなるのかについても疑問を呈している。³³⁾

D. 責任に関する検討

アウトリーチ参加者の一部は、監査報告書モデルの変更は、財務諸表の発行体や監査人の責任を増大させることとなる点に懸念を示している。また、参加者の一部からは、次のような指摘もなされている。³⁴⁾

すなわち、新たな監査報告書モデルでは、監査人は、財務諸表及び監査に関する追加的な情報を提供したり、追加的な意見の表明を行ったり、あるいは、

32) Ibid.p.32

33) Ibid.p.33

34) Ibid.p.33

異なるタイプの情報についての検証や報告を行うこととなる可能性があるという点である。こうした指摘を行うアウトリーチ参加者は、財務諸表や監査に関連する追加的な情報を提供する監査報告書が、財務諸表の解釈や監査人が表明する無限定適正意見の解釈に混乱を招き、延いては資本市場で否定的な反応をもたらすことになり、さらには、財務諸表の発行体や監査人に対する提訴に繋がるのではないかとの懸念を示すのである。

法的には、このようなケースの場合、監査人、財務諸表の発行体及び資本市場参加者に責任が課される可能性があるが、その場合でも、課される責任はある特殊な事実やケースにおいてであり、たとえば、1933年証券法のセクション11、1934年証券取引所法のセクション10(b)、あるいは多くの州法においては訴因(cause of action)によって左右されることとなる。

本コンセプト・リリースは、監査報告書をより投資家の関心に関連したものにするための方策について、広範な討議を生み出すことを意図しているのであり、そのため、PCAOBは、監査報告書をより投資家に関連したものにするための方策に関する諸見解に関心を持っているのは当然であるが、そのためにPCAOBが特定のアプローチを提案するかどうかについては、何らの結論にも至っていない、³⁵⁾というのが現状のようである。

E. 秘密保持

一部のアウトリーチ参加者は、PCAOBに対して、監査報告書の変更を検討する際には企業情報に関する秘密保持を維持するよう考慮すべきであると提案している。このことは、とりわけ、監査人が監査や財務諸表作成に関する追加的な情報について監査報告書で討議することが求められる場合においてである。参加者がこのような懸念を示すのは、経営者等は、監査報告書において、業界における企業の競争地位に敏感に影響を及ぼす企業情報について討議する監査人を嫌がったり、あるいは敬遠する可能性があるからである。³⁶⁾

35) Ibid.p.33

36) Ibid.p.33

．まとめ

(1)以上、コンセプト・リリースを概観してきたが、PCAOBが目指している監査報告書改革は、財務諸表の合格／不合格に至る監査人の判断過程に係る広範かつ詳細にまで踏み込むような内容となっている。

(2)従前の監査報告書に関する改革は、監査人が表明する監査意見について、それを支える外的な諸要件を整備し、かかる諸要件を監査報告書の中でどのように開示するかが中心的であったと言える。別言すれば、監査人の意見表明に至る判断過程については、言わば、監査におけるブラックボックスとして、専門家としての個々の判断それ自体については監査人の専門性を信頼し、監査報告書ではかかる判断の過程までは開示の対象とはしないという暗黙の了解が存在したと考えられるのである。そのため、従前の監査報告書改革は、監査人が財務諸表の適正性を判断にあたっての諸要件が整備されていること、及びそれらに準拠して判断していること等を監査報告書利用者に明瞭に開示することで、専門家としての判断の適切性を伝達する、という視点からの改革だったのである。

(3)しかしながら、本コンセプト・リリースのみならず、IOSCO³⁷⁾やIAASB³⁸⁾に見られるように、昨今の監査報告書改革の動向は、利用者志向型の監査報告書のあり方というテーマの下に、ブラックボックスの中身の明示化に向かっていようである。

(4)IFRSを始めとして、会計基準の設定が細則主義から原則主義に変化してきたことと、監査人の判断の開示要求とを切り離して考えることはできないであろう。原則主義の下では、監査人には、財務諸表の適正性についてケース・バイ・ケースの判断が求められることになり、そのために、財務諸表利用者は、監査人が何をもって適正と判断したのかについての論理性を知りたいとの欲求が生じるのは、当然の帰結ではないだろうか。

37) IOSCO “ Technical Committee, Auditor Communications, Consultation Report ”

38) 国際会計士連盟(IFAC)国際監査・保証基準審議会(IAASB: The International Auditing and Assurance Standards Board) “ Consultation Paper: Enhancing the Value of Auditor Reporting: Exploring Options for Change ” (討議資料: 監査人報告の価値の向上 - 変更のためのオプションの調査) 2011年5月

(5)本コンセプト・リリースの代替案等の実現化については軽々には言えないが、少なからずの代替案が採用されることが予想される。そうなったとした場合、監査人は財務諸表の適正性に至る個々の判断を明確に記録に残しておくことは当然のこと、これまでより以上に、かかる判断の適切性を如何にして立証するか、ということ念頭に置きながら監査にあたることが重要となってくるのである。

(6)ところで、本コンセプト・リリースが提示する利用者志向の監査報告書に関する評価については差控えるが、かかる監査報告書改革は、単に、監査報告書の役割の拡張についてだけではなく、財務諸表監査に関するプリミティブな問題についての再検討も迫っているようである。たとえば、本コンセプト・リリースは、以下のような財務諸表監査の基礎的概念にも再検討を迫る程のインパクトを与えているのであることが考えられる。

監査報告の向上と二重責任の原則の問題(アサーションと情報提供との関連で)

監査責任の問題

情報監査と実態監査の問題

監査報告書とビジネス・レポートの問題 等

以上のような問題点を内包する本コンセプト・リリースについて、IOSCOやIAASBの議論等とも関連付けながら、監査報告書改革の動向について慎重に見ていく必要がある。

.....

【主要参考文献】

- PCAOB : “ Concept Release on Possible Revisions to PCAOB Standards Related to Reports on Audited Financial Statements ” 2011.6
- IOSCO : “ Technical Committee, Auditor Communications, Consultation Report ” 2009.9
- IFAC・IAASB : “ Consultation Paper : Enhancing the Value of Auditor Reporting: Exploring Options for Change ” 2011.5
- 林隆敏 : 「標準監査報告書の行方」、『会計・監査ジャーナル』2011年2月号
- 山崎秀彦 : 「監査人報告改革の方向性」、『会計・監査ジャーナル』2011年7月号